

議 会 運 営 委 員 会 記 録 (No.73)

1 日 時 令和5年11月10日(金)
午前10時00分 開会
午前10時16分 閉会

2 場 所 議会運営委員会室

3 出席委員(8人)

委 員 長	中 村 義 雄	副 委 員 長	木 畑 広 宣
委 員	吉 村 太 志	委 員	日 野 雄 二
委 員	渡 辺 修 一	委 員	泉 日 出 夫
委 員	小 宮 けい子	委 員	山 内 涼 成

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

総 務 局 長	田 中 規 雄	総 務 部 長	塩 塚 博 志
総 務 課 長	荒 田 政 二	議 会 担 当 課 長	菊 原 康 弘

6 事務局職員

事 務 局 長	岩 田 光 正	次 長	馬 場 秀 一
総 務 課 長	藤 富 誠 吾	議 事 課 長	木 村 貴 治
政 策 調 査 課 長	森 幸 二	議 事 係 長	福 留 圭 一
書 記	廣 池 和 哉		外 関 係 職 員

7 付議事件及び会議結果

番号	付議事件	会議結果
1	令和5年12月定例会会期日程案について	資料No.1のとおり確認。
2	議席について	資料No.2のとおり確認。議席番号ごとの氏名を11月24日午後4時までに届け出ることを確認。
3	議会運営上の協議事項について (1) 議場配付資料の許可基準の変更について (No.9) (2) 交渉会派の人数の変更及び規定について (No.14) (3) 先例を参照した議会運営の廃止について (No.17) (4) えり巻の明確化について (No.18)	各会派協議のうえ、各会派の検討ができ次第、意見を伺うことを確認。
4	行政視察について	本委員会の協議事項を中心に実施することとし、視察先等は正副委員長において調整し、正副委員長案として提示することを確認。

8 会議の経過

○**委員長（中村義雄君）** 開会します。まず、令和5年12月定例会会期日程案について、事務局の説明を求めます。議事課長。

○**議事課長** 資料ナンバー1をお願いいたします。12月定例会につきましても、現在のところ、12月1日に招集する予定であるとの連絡を執行部から受けておりますので、同日を開会日とする会期日程案を従来の例に倣って作成しております。会期は12月1日から11日までの11日間でございます。まず、本会議につきましても、1日は市長の提案理由説明及び質疑並びに一般質問、4日から6日までの3日間は一般質問、11日は議案の採決でございます。次に、常任委員会につきましても、7日と8日の2日間でございます。この日程でいきますと、請願・陳情の締め切り日は、点字分が11月27日、点字以外の一般分が12月1日となります。なお、予定どおり12月定例会が12月1日に招集される場合には、その7日前に当たる11月24日に議会運営委員会を開催し、市長提出議案の確認や、正式な会期日程の決定などを行っていただくこととなります。以上でございます。

○**委員長（中村義雄君）** ただいまの説明のとおり確認願えますか。

(異議なし)

では、そのとおり確認します。

次に、議席について、事務局の説明を求めます。議事課長。

○議事課長 資料ナンバー2をお願いいたします。8月25日の本委員会で、新型コロナウイルス感染症対策として設置した発言者席は常設とせず、設置前の配席とし、第2質問以降の発言は自席で行うことが確認されました。つきましては、12月定例会以降、本会議の議席の配列は、資料に記載のとおりとなります。この配列を確認いただきましたら、議席番号ごとの氏名を11月24日の午後4時までに事務局へお届けくださるようお願いいたします。以上でございます。

○委員長（中村義雄君） ただいまの説明のとおり確認願えますか。

（異議なし）

では、そのとおり確認します。

次に、議会運営上の協議事項についてを議題とします。本日は、資料に記載の4件について協議を行います。まず、それぞれの事項について、事務局の説明を求めます。議事課長。

○議事課長 協議事項のナンバー9、14、17の3件を私から一括して御説明いたします。資料ナンバー3の1をお願いいたします。議場配付資料の許可基準の変更についてでございます。まず、提案趣旨を読み上げさせていただきます。議場配付資料の許可基準を緩和し、公序良俗や法令に反しない資料については、原則として配付を認めることとしてはどうかというものでございます。

現状等について御説明いたします。会議規則第147条において、議場への資料の持込み又は配付については、議長の許可を得なければならない旨が規定されております。また、許可基準等については、先例252に記載されております。現在の先例は、新旧対照表の右側の欄に記載のとおり、写真、地図、図表その他これらに類するものに限り許可すること、疑義がある資料については、本委員会で協議すること、その他、資料配付に当たっての4つの留意点が定められております。

今回、提案どおり配付基準が見直された場合、この先例を改正する必要がございます。その内容については、新旧対照表の左側の欄のとおり、質疑・質問日の2日前の午後4時までに許可願を提出すること、資料の内容について、著作権、個人情報の保護、公序良俗に反しないかなど十分配慮し、その責任は議員本人が負うこと、議会運営委員から疑義が呈された資料は、議会運営委員会で協議すること、以上の3点については、現行の先例事項から引き継いではどうかと考えております。また、現在の先例は、議場の資料配付についてのみ定めておりますが、パネル等の資料の持込みについても、これまで資料配付と同様の取扱いをしているため、今回の先例の見直しにあわせて、先例252の冒頭に、議場への資料の持込み又は配付と規定し、資料の持込みについても明記してはどうかと考えております。

次に、資料ナンバー3の2をお願いいたします。交渉会派の人数の変更及び規定についてでございます。まず、提案趣旨を読み上げさせていただきます。議会運営委員会に選出できる会派所属議員数を5人から3人に変更し、その旨を規則等に規定することとしてはどうか

というものでございます。

現状等について、御説明いたします。議会運営委員会は、地方自治法及び委員会条例に基づき設置されており、委員の選出人数は、先例で所属議員5人から9人の会派から1人、10人から14人の会派から2人、15人以上の会派から3人選出することが定められております。

本市議会の議会運営委員の選出人数について、過去の経緯を調べてみますと、本市発足の昭和38年当初は、議員定数188人に対して所属議員10人以上の会派からの選出となっておりましたが、第1回市議会議員一般選挙により、議員定数が64名となった昭和40年2月以降、所属議員が5人以上の会派から選出されております。所属議員5人以上の会派から選出した根拠は、他都市の状況を勘案し、昭和40年2月10日に行われました議員総会において決定したものであります。現在の他の政令市の状況を確認したところ、所属議員3人以上から選出しているのが7市、4人以上から選出しているのが4市、5人以上から選出しているのが、本市を含む9市という状況でございました。

次に、資料ナンバー3の3をお願いいたします。先例を参照した議会運営の廃止についてでございます。まず、提案趣旨を読み上げさせていただきます。先例を廃止し、必要なルールは正式に規則に明記することとしてはどうかというものでございます。

一般的な考え方、見解等を御説明いたします。先例とは、一般的に議会における慣行を議会の規範として認知したものを指すとされております。地方自治法や会議規則等が規定していない事項について、議会がその方法を決め、それを繰り返すことによって慣行となり、法令等に準ずる効力を持つこととなることが先例の基本となります。また、先例には3つの役割がございます。まず1つ目に、法令、会議原則、行政実例等で明記されていない事項を補完する。2つ目に、法令等の解釈、運用に疑義があるとき統一する。3つ目に議会運営で参考となる事例を集約する。この3つの役割があり、これを尊重する責務があるとされております。

このような一般的見解を踏まえ、本市議会では、先例集の冒頭に記載しておりますが、まず1つ目に、確立した慣行、2つ目に、議会運営に関する申し合わせ事項、3つ目に、法令の解釈又は適用事例、4つ目に、未確立なものであっても将来踏襲が予測される事例、5つ目に、その他議会運営上参考となるもの、以上の5点について、先例集に収録し、議会運営の参考としているところでございます。なお、本市議会では、先例は議会運営委員会で協議し、議長が決定すると先例に規定しており、先例の制定・改廃は、この議会運営委員会で協議し、原則として、全会派の賛成を得た上で行うこととしております。実質的に、会議規則や委員会条例等の法令の改正と、ほぼ同様の手続きがとられていると認識しております。もし、提案のとおり先例を廃止する場合、先例に規定している事項についてすべて会議規則等に規定し直すか、その都度議会運営委員会で協議し、決定する必要がございます。なお、会議規則等に規定する場合、規則の改正には議決を要するため、ルールの変更は、会期中しか行うことができなくなります。一方、先例は、議会運営委員会で協議し、議長が決定することから、閉会中であっても

ルールの変更をすることができますので、会議規則等に規定する場合と比較して、柔軟で効率的な議会運営を行うことが可能であると考えております。私からは以上でございます。

○委員長（中村義雄君） 総務課長。

○総務課長 私からは、ナンバー18のえり巻の明確化について御説明いたします。資料ナンバー3の4をお願いいたします。まず、提案趣旨を読み上げさせていただきます。スカーフを身につける議員や傍聴者もいることから、規則で着用が禁止されているえり巻の概念を明確にし、規則が不要な場合は廃止してはどうか。あわせて、ポロシャツの着用等、服装全般について基準を明確にしてはどうかというものでございます。

次に、会議規則等について御説明いたします。会議規則第142条において、議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、または携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長または委員長の許可を得たときは、この限りでないとして規定されています。また、傍聴者につきましても、議会傍聴規則第13条第4号及び議会委員会傍聴規則第7条第4号において同様に規定されているところでございます。全国市議会議長会の定める標準市議会会議規則を解説した逐条会議規則によりますと、規定にある帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類の類とは、通常室内で用いるべきでないものという意味に解すべきとされております。これを踏まえますと、えり巻の中に防寒具として室外で使用するマフラーは含まれますが、スカーフは含まれないと考えられます。こうしたことから、スカーフの着用については、現行規則の運用で問題ないと考えております。

次に、ポロシャツの着用等、服装全般の基準についてです。服装に関する具体的な基準は定めておりませんが、会議規則第141条において、議員は、議会の秩序及び品位を重んじなければならないとされてございます。また、逐条会議規則では、議会の規律や品位の問題は、明文をもってここに全てを規定しうるものではないとの解釈も示されてございます。本市会議規則が準拠しております標準会議規則は、当時から70年近くが経過し、服装に関する一般市民の考え方、価値観も多様化しており、服装全般の基準を明確にすることは難しく、基本的には現代社会において、ビジネスマナーに相応しいかどうか、という観点から判断されるべきだと考えてございます。

なお、他の政令市の多くは、本市同様、標準市議会会議規則を準用しており、えり巻の概念について明確に定めてございません。また、クールビズの服装等の基準を定めている政令市は3市あり、そのうち1市ではポロシャツの着用は控えるとなっておりますが、いずれも、えり巻など携帯品に係る規則はそのまま、申合せ等で決めているところでございます。只今申し上げました御説明を基に、ご協議いただければと思います。以上でございます。

○委員長（中村義雄君） 次に、(1)の議場配付資料の許可基準の変更について、提出会派から、提案趣旨についての補足説明をお願いしたいと思います。自民党・無所属の会。

○委員（吉村太志君） 本協議事項は、よりわかりやすく、活発な質疑、質問を行うため、写真、

地図、図表以外の資料も活用できるようにしてはどうかと思い、提案させていただきました。

○委員長（中村義雄君）ただいま議題となっております4件について、事務局の説明と提出会派からの補足説明を踏まえ、質問、意見はありませんか。

（質問・意見なし）

なければ、本日協議いただきました4件について、各会派での検討をお願いいたします。

なお、今月は各常任委員会の行政視察で、各会派とも議員が揃って協議することが難しいと思いますので、検討結果は、次回委員会ではなく各会派の検討ができ次第、伺いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、本委員会の行政視察について、協議を行います。行政視察につきましては、本委員会の協議事項を中心に実施したいと考えております。視察先との受け入れ交渉等もありますので、正副委員長において調整し、正副委員長案としてお示ししたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

では、そのように決定します。ほかになければ、本日は、これで閉会します。

議会運営委員会 委員長 中村義雄 印